

## 佐渡市地域保全型工事の発注手続に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が認定する地域貢献地元企業に対して地域保全型工事を発注することを通じて、建設業の更なる地域貢献への取組を促し、併せて、受注機会の確保により地域産業の活性化を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(地域貢献地元企業の定義)

第2条 地域貢献地元企業とは、道路、河川等の災害時の対応や除雪等で、地域の安全・安心の確保に貢献する入札参加資格者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 土木一式工事に関し入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。この場合において、イ及びウについては、申請時において過去5年度以内に市内において次のいずれかの実績を有すること。(実績は市又は国、新潟県から直接請け負ったものに限る。)

ア 申請時において、市と災害時の協力体制に関する協定を締結する各地区建設業組合等に加入していること。

イ 災害発生前後の市又は国、新潟県の管理施設(道路、河川等直接市民の共同使用に供される物に限る。以下「市内管理施設」という。)の点検・被害状況の調査、災害発生直後の市内管理施設の緊急の維持管理業務(通行止めバリケードの設置等)又は応急工事の実績があること。

ウ 市内管理施設の除雪の実績があること。

- (3) 市内に本社又は営業所を有すること。

(地域貢献地元企業の認定)

第3条 地域貢献地元企業として認定を受けようとする者は、指定された日時まで地域貢献地元企業認定申請書(様式第1号)により申請するものとする。ただし、指定された日時以降も随時に申請することができる。

- 2 前項の申請書には、実績の内容について、具体的に記載し証明できる書類等を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書を受理し、適当と認める場合は地域貢献地元企業として認定し、その旨を当該申請者へ地域貢献地元企業認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

4 地域貢献地元企業の認定の有効期間は、認定を受けた年度を含む佐渡市建設工事入札参加資格の有効期間と同様とする。

(地域保全型工事の定義)

第4条 地域保全型工事とは、次の選定基準をすべて満たす工事のうち、佐渡市建設工事等参加資格審査・指名委員会(以下「委員会」という。)で選定した土木一式工事をいう。

(1) 災害復旧工事や特殊な技術(工法、資機材等)を要しない小規模な土木一式工事(道路、河川等)であること。

(2) 予定価格が130万円を超え2,000万円未満の工事であること。

(地域保全型工事の発注)

第5条 委員会で選定した「地域保全型工事」の発注は、次の考え方によるものとする。

(1) 制限付一般競争入札によること。

(2) 地域貢献地元企業のみが入札参加とすること。

(3) 入札参加資格要件に地区割を定めること。

(4) 下請け制限、労働条件の改善等を条件とすること。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。ただし、第3条の規定は平成22年3月1日から実施する。